

人事院会議議事録

会議日

令和3年10月28日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 立花人事官 古屋人事官
(幹事) 松尾事務総長、柴崎総括審議官
(説明員) (給与局)
近藤給与第一課長

議題

令和4年国家公務員給与等実態調査

議事の概要

議題「令和4年国家公務員給与等実態調査」について、担当局から別添のとおり説明があった。

議題については、原案どおり調査を実施すると、三人事官一致で議決された。

令和4年国家公務員給与等実態調査について

(令和4年調査)

- 国家公務員給与等実態調査は、国家公務員法第17条に基づく調査として、給与法等の適用を受ける常勤職員の給与等を詳細に把握することにより、公務と民間との給与比較の基礎データとして活用するとともに、人事行政の施策を展開する際の基礎資料を得ることを目的として実施している。

令和4年調査については、次のとおり実施することとしたい。

(調査対象及び調査事項)

- 1月15日に在職する者の調査

調査対象

令和4年1月15日に在職する給与法、任期付研究員法又は任期付職員法の適用職員(休職者、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員等を除く。)

調査事項

在勤官署、経歴、俸給及び諸手当等に関する事項

令和4年1月15日(調査日)に在職する者(同年4月1日までに退職した職員等を除く。)について、同年4月1日現在の給与の状況を集計

- 採用者数の調査

調査対象

令和4年1月16日から同年4月1日までの間に採用された職員

調査事項

採用者の人数

- 再任用職員の調査

調査対象

令和4年4月1日に在職する再任用職員

調査事項

俸給及び諸手当等に関する事項

(主な変更点)

- 調査先府省の負担軽減の観点から、調査事項について、次のような合理化を行う。

- ・ 調査項目の削除

超過勤務等における「勤務する部署の他律的業務の比重が高い部署としての指定

の有無」を削除。

- ・ 調査項目の選択肢の変更

「住居の種類」の選択肢「専用宿舎」と「寮等」を「公務員宿舎」に統合。

現 行) 1.専用宿舎 2.寮等 3.自宅 4.借家・借間 8.その他

変更後) 1.公務員宿舎 2.自宅 3.借家・借間 8.その他

- ・ 特定の調査項目における調査対象者の変更

「令和3年の勤勉手当」について、勤勉手当の基準日時点で調査先府省に在籍していない職員を調査対象から除外。

- このほか、各府省調査担当者向けに従来から配付している詳細な作成の手引きに加え、調査内容に関してわかりやすく一覧性のあるQ & Aを配付する。

以 上